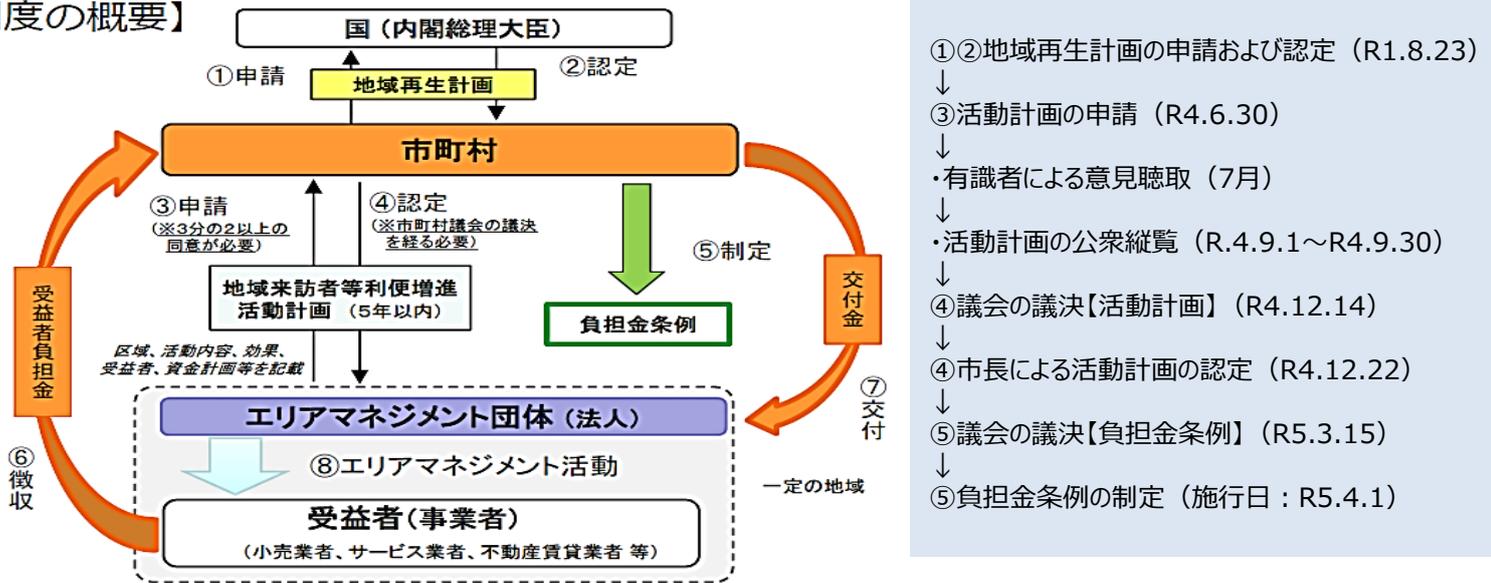


大阪市大阪駅周辺地区地域再生エリアマネジメント負担金条例（概要版）

・地域再生法第17条の8第1項及び第2項に基づき、負担金を徴収する受益事業者の範囲、負担金の額及び徴収方法を負担金条例で定める。

【制度の概要】



【大阪駅周辺地区地域来訪者等利便増進活動計画（以下、活動計画）：令和4年12月22日認定】

（認定申請者：一般社団法人大阪梅田エリアマネジメント）

- | | |
|----------------------|---------------------------------|
| ① 活動区域：大阪駅周辺 | ⑤ 受益事業者：大阪ターミナルビル・阪急電鉄・阪神電気鉄道 |
| ② 活動内容：健康増進イベント | ⑥ 計画期間：2023年4月1日～2027年3月31日 |
| ③ 活動の目標：消費活動活性化・魅力向上 | ⑦ 資金計画：事業費11,700千円（自己資金5,179千円） |
| ④ 受益額：6,521千円 | ⑧ その他：その他の活動 |

【条例構成】

条	規定内容
第1条・第2条	趣旨及び定義を規定。
第3条	受益事業者の範囲を規定。計画期間における各年度の4月1日に受益事業者として活動計画に記載されている者とする。
第4条	負担金を賦課する受益事業者について規定。
第5条	各受益事業者に賦課する負担金の額を規定。活動計画に記載の受益額に相当する額（＝各年度の負担金の総額）を、「すべての受益事業者の大規模小売店舗面積の合計」に対する、「各受益事業者の大規模小売店舗面積」の割合で按分し算出する。
第6条	徴収の手続について規定。徴収する額を各受益事業者に通知したうえで一括徴収する。
第7条・第8条	災害その他特別な事由による負担金の徴収猶予及び徴収猶予の取消しについて規定。
第9条	災害その他特別な事由による負担金の減免について規定。
第10条	負担金の還付について規定。
第11条	受益事業者の事務所等への職員の立入検査等について規定。
第12条・第13条	受益事業者が負担金を納付しない場合や、不正に徴収を免れた場合等における延滞金・罰則について規定。
第14条	活動計画の軽微な変更について規定。
第15条	市規則への委任。
附則	令和5年4月1日から施行する。